

平成23年3月28日

関東甲信越地区（神奈川県を除く。）
各教育機関の長 殿

東京入国管理局留学審査部門

平成23年4月期入学予定者に係る新規入国等について
標記について、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

1 平成23年4月期入学予定者に係る新規入国について

在留資格認定証明書の有効期間は発行の日から3か月間であるところ、当該認定証明書の有効期間については、8月31日まで延長する旨法務本省から通知があったため、本邦出入国港において上陸申請があった場合は、他に在留資格該当性を否定する事実が判明しない限り、当該認定証明書は有効な立証資料として認められます。

なお、在外公館において発給された査証は有効でなければならぬため、その期限には留意願います。

また、必要に応じて、例えば入学許可書等在留資格該当性を立証するための資料の提示を別途個別に求められる場合もあり得ますので、申し添えます。

2 再入国許可を取得せず出国した又は出国後に再入国許可期限を経過した在校生の取扱いについて

上記の者については、再度、在留資格認定証明書交付申請を行う必要があることから、下記の点に留意の上、申請をお願いします。

(1) 対象者

本取扱の対象者は、次のいずれかに該当する者です。

- ① 3月11日以降に出国した者
- ② 3月11日以降に再入国許可の期限が経過した者

(2) 提出物

- ① 申請書（1枚目上方欄外に「再入国未取得」又は「再入国失効」と記載願います。）
- ② 理由書（再度申請を行うに至った経緯を記載願います。）
- ③ 出席・成績証明書

3 その他

本年4月1日以降、各種申請の受理事務について、民間業者に業務委託されることとなったことから、すべての受理事務を民間業者が行うこととなります。現段階では受理する者が当局職員から受託業者へ変更される以外に大幅な変更点はないものと想定しております。